

管理職手当の支給範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第26号

管理職手当の支給範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職手当の支給範囲を定める規則（昭和46年上越市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

機関	職	額の区分
1 市長の事務部局	総合事務所 理事	1種
	以外 部長、会計管理者	2種
	参事（部参事に限る。）、企画調整監、地域政策監、課長（各部主管課長、地域政策課長、秘書課長、人事課長、道路課長、河川海岸砂防課長、建築住宅課長、高齢者支援課長、健康づくり推進課長及び幼児保育課長に限る。）、所長（診療所長及びこども家庭センター所長に限る。）	3種
	課長（3種のものを除く。）、所長（男女共同参画推進センター所長、まちづくりセンター所長、公文書センター所長及びこども発達支援センター所長に限る。）、次長（こども家庭センター次長に限る）、統括保健師長、統括園長、副所長（上越市創造行政研究所副所長に限る。）、参事（3種のものを除く。）、室長（ふるさと応援室長、原子力防災対策室長、人権・同和対策室長、雪対策室長及び営繕室長に限る。）、危機管理監	4種
総合事務所	所長（浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所及び板倉区総合事務所の所長に限る。）	2種
	所長（2種のものを除く。）、次長	4種
2 議会事務局	事務局長	2種
	副局長	4種

3 教育委員会事務局及び教育機関	教育部長	2種
	歴史文化指導監、課長（教育総務課長、学校教育課長及び社会教育課長に限る。）	3種
	課長（3種のものを除く。）、参事、館長（市民交流施設高田城址公園オーレンプラザ館長、高田図書館長、直江津学びの交流館長、歴史博物館長及び小林古径記念美術館長に限る。）	4種
4 選挙管理委員会事務局	事務局長	2種
	副局長	4種
5 監査委員事務局	事務局長	2種
	副局長	4種
6 農業委員会事務局	事務局長	2種
	副局長	4種

第2条第2項第1号の表を次のように改める。

職務の級	額の区分	管理職手当の額
8級	1種	114,300円
	2種	91,400円
	3種	80,000円
7級	3種	75,200円
	4種	64,500円
6級	3種	70,400円
	4種	60,300円

第2条第3項第1号の表を次のように改める。

職務の級	額の区分	管理職手当の額
8級	1種	97,500円
	2種	78,000円
	3種	68,200円
7級	3種	62,400円
	4種	53,500円
6級	3種	55,100円
	4種	47,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の管理職手当の支給範囲を定める規則第2条第2項の規定により、職が課長又は所長である職員で2種の管理職手当の支給を受けていた職員（各部主管課長、地域政策課長、秘書課長、人事課長、幼児保育課長、教育総務課長及び診療所長を除く。）のうち、改正後の管理職手当の支給範囲を定める規則（以下「改正後規則」という。）第2条第2項の規定により当該職員が受ける管理職手当の額が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に当該職員が受けていた管理職手当の額に達しないこととなる職員の施行日から令和7年3月31日までの間の管理職手当の額は、改正後規則第2条第2項の規定により、第3種の職員に支給する額とする。